

○裾野市技能功労者等表彰要綱

昭和59年10月29日

告示第67号

改正 平成11年9月13日告示第83号

平成12年7月31日告示第93号

平成18年1月5日告示第2号

平成25年9月3日告示第146号

令和3年2月16日告示第22号

令和4年7月20日告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長く同一職業に従事し、技能の錬磨や後進の育成などにより、本市における技術水準の向上に功績のあった者その他の技能者に対して行う表彰(以下「技能功労者等表彰」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 技能功労者等表彰の種類は、技能功労者表彰及び優秀技能者表彰とする。

(表彰の基準)

第3条 技能功労者表彰は、本市の市民で、主として市内で職業に従事しているものであって、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 技能者として同一職業に30年以上従事しているものであって年齢60歳(基準日10月1日)以上のもの。ただし、顕著な業績があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 優れた技能を持ち後進の模範となっているもの。

2 優秀技能者表彰は、本市の市民で、主として市内で職業に従事しているものであって、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 技能者として同一職業に15年以上従事しているものであって年齢40歳(基準日10月1日)以上のもの。
- (2) 優れた技能を持ち、他の技能者の模範となり、将来が嘱望されるもの。

(技能職種の範囲)

第4条 技能功労者等表彰の対象となる職種は、別表のとおりとする。

(選考の方法)

第5条 それぞれの技能団体は、技能功労者等表彰の基準に該当するものがあるときは、裾野市技能功労者等表彰推薦書(別記様式)により市長に推薦するものとする。ただし、

その者が技能団体に加入していないとき、又は技能団体が組織されていないときは、その者及びその親族を除き、同一の職種に従事する技能者がその者を推薦することができる。

2 市長は、前項の規定による推薦及び市長が適当と認める者のうちから裾野市技能功労者選考委員会(以下「委員会」という。)の審査を経て被表彰者を決定するものとする。

(表彰選考委員会)

第6条 技能功労者等表彰を受けるものの審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

3 委員長は、委員の互選による。

(表彰)

第7条 市長は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

(1) 技能功労者等表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

(2) 技能功労者等表彰は、毎年1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その都度行うことができる。

(追彰)

第8条 技能功労者等表彰を受けるべき者が、前条の規定による表彰の日以前に死亡したときは、追彰する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成11年告示第83号)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年告示第93号)

この告示は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第2号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第146号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第22号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第120号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

別表(第4条、第5条関係)

職種名
鉄工、鋳物工、鍛冶職、貴金属工、金属研ま工、溶接工、金属加工機械組立工、時計修理工、半導体製品製造工、電気工事士、整備士、塗装板金工、自転車組立修理工、染物職、紳士婦人服仕立職、大工、とび職、土木・建設作業員、庭石採取作業員、レンガ工、タイル工、屋根職、左官工、配管工、建築板金工、建設機械運転工、造園工、米生産、野菜生産、芝生産、花木生産、果樹生産、畜産、林業、種苗・園芸、ガラス職、化学工、ゴム製品製造工、石工、製材工、木型工、家具職、建具職、桶樽製造職、加工紙製造工、印刷工、製靴職、製麺工、製菓技術師、豆腐製造工、納豆製造工、製茶工、理容師、美容師、調理師、製綿寝具職、表具経師、看板塗装工、畳職、写真師、製図工、傘製造職、印章彫刻士、紋章職、下駄製造職、足袋縫製職、竹細工職、システム設計エンジニア、ソフトウェア開発エンジニア、クリーニング職、医師・歯科医師・獣医師・その他医療従事者、はり・きゅう・マッサージ指圧師、ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー その他市長が認める職種

別記様式(第5条関係)

別記様式(第5条関係)

裾野市技能功労者等表彰推薦書

表彰の区分	<input type="checkbox"/> 技能功労者 <input type="checkbox"/> 優秀技能者		
ふりがな			年
氏名		年 月 日	年齢 歳
本籍地			
住所	☎		
勤務先	名称		
	所在地	☎	
職種			
賞罰			
免許及び資格			
職歴	勤務先	勤務年月 年月～年月	勤務年数 年 箇月

推薦内容（具体的）

上記のとおり推薦いたします。

年 月 日

推薦人

事業所所在地

名称

氏名

裾野市長 様